

## 役員選挙規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第14条に基づき、理事、監事の選出を円滑に行うために定めるものとする。

### (役員選挙管理委員会の設置)

第2条 当法人は役員を選出を行うために、役員選挙管理委員会を置く。

- 2 役員選挙管理委員会は、理事、監事の選挙を管理、運営することを目的とする。
- 3 役員選挙管理委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 役員選挙管理委員は、10名以内の委員をもって構成し、任期は次期役員選挙管理委員の任命までとする。
- 5 役員選挙管理委員は、立候補者及び立候補者の推薦人になることはできない。

### (役員選挙管理委員会の業務)

第3条 役員選挙管理委員会は、次の業務を行う。なお、業務執行に伴う事務的作業については、協会事務所に委託することができる。

- (1) 役員選出のための参考選挙（以下；選挙）の告示
- (2) 立候補届の受理、立候補者の公示
- (3) 選挙人名簿の整備
- (4) 投票及び開票の管理、投票の有効と無効の判定
- (5) 投票結果の確認及び会員への報告
- (6) 社員総会の承認による当選者の公示、および当選証書の発行
- (7) その他選挙に必要な事項

### (選挙権・被選挙権)

第4条 選挙権及び被選挙権は、投票日より3ヶ月以上前から正会員であった者が有する。

### (選挙の告示)

第5条 選挙の告示は、次の事項を明示して投票日の60日以前に行わなければならない。

- (1) 立候補受付期間（14日間）
- (2) 投票日
- (3) 投票受付期間（投票日から起算して7日間）
- (4) 開票日（投票日から30日以内）
- (5) その他必要事項

(立候補)

第6条 理事、監事になろうとする者は、立候補受付期間内に役員選挙管理委員長に届け出るものとする。ただし重複立候補はできない。

- 2 立候補者が定款第13条第1項で定める定数または定数に満たない場合は無投票とする。理事会は定数に不足する候補者を定員内で推薦することができる。

(選挙公報)

第7条 選挙公報は、次の事項を明示して投票日の14日以上前に出さなければならない。

- (1) 理事、監事の立候補者の氏名、略歴、立候補の趣旨、推薦者氏名(2名)。

ただし立候補者は、他の立候補者の推薦人になることはできない。

同一推薦人は、理事については2人まで、監事については1人まで推薦することができる。

- (2) その他必要事項(選挙方法等)

- 2 選挙(告示・公示・投開票)は、次期総会開催日の1ヶ月前までに完了しなければならない。

(投票開票および得票順位の決定)

第8条 投票は無記名とし、インターネットを介したオンライン投票システムにより行う。

- 2 記名方法は、以下のとおりとする。

- (1) 理事の投票は、10名以内の連記投票とする。

- (2) 監事の投票は、単記投票とする。

- 3 開票にあたっては、立候補者の求めがあれば、役員選挙管理委員会が選任した立会人を置くことができる。立会人は、オンライン投票システムの得票数集計結果の確認を行う。
- 4 得票の多い順に立候補者の順位付けを行う。得票が同数の場合は、役員選挙管理委員会が抽選で順位を決める。

(当選者の決定)

第9条 参考投票の得票順に社員総会の承認を受け、定数までを当選者とする。

- 2 立候補者数が定数以内で参考投票を実施しなかった場合は、立候補者及び理事会推薦者のうち社員総会の承認を受けたものを当選者とする。

- 3 理事、監事に欠員が生じた場合は、次点者があれば次点者をもって、又次点者がいない場合は、補欠選挙によってこれを補うことができる。

(改廃)

第10条 この規程は、理事会の議決を経て変更することができる。

付 則

この規程は、平成21年12月6日より施行する。

平成27年4月1日改訂（審議員関連の削除、投票方法変更、第4条関連等）